

平成19年12月19日付け監査委員告示第12号公表分

(1) 建設部

ア 市営住宅課

監査の結果	家賃の収入未済額については、平成18年度末で約3億5,000万円と多額になっており、督促状の発送をはじめ、個別訪問、悪質な家賃滞納入居者に対する明渡請求等の法的措置（同年度1件）が講じられているが、入居者の公平性を確保するため、今後も一層の滞納整理の強化に努められたい。
措置の要旨	家賃の滞納整理について、夜間の個別訪問（平成20年度は5回（訪問件数264件）、平成21年度は10回（同460件））などを強化し、滞納繰越分の徴収額は、平成20年度が1,787万4,150円、平成21年度（平成22年3月末日現在）が2,220万9,200円である。